

# 学生自治会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、東北文教大学及び東北文教大学短期大学部学生自治会（略称「東北文教学生自治会」）と称し、山形市大字片谷地515番地に置く。
- 第2条 本会は、建学の精神に基づき、会員相互の親睦を深めるとともに、自治と総意により学問の自由を擁護し、学生生活全般の充実、向上を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、正会員として東北文教大学学生及び東北文教大学短期大学部本科学士全員、準会員として東北文教大学短期大学部留学生別科学生全員をもって構成する。
- 第4条 本会の会員は次の権利及び義務を有する。
- 1 本会の機関に参加するための選挙権及び被選挙権
  - 2 本会の認める各団体への加入及び本会の催す諸行事への参加の権利
  - 3 本会への入会金及び会費を納入する義務
  - 4 本会総会の決議及び本会所属の諸機関の決定に従う義務
- 第5条 本会は、第2条の目的達成のため下記の機関を置く。
- 1 学生自治会総会
  - 2 運営委員会
  - 3 執行委員会
  - 4 クラス会
  - 5 部会
  - 6 部長会
  - 7 大学祭実行委員会
  - 8 スポーツ祭実行委員会
  - 9 選挙管理委員会
- 第6条 本会及び本会の諸機関、団体等の顧問及び監督、コーチ等については次の通りとする。
- 1 本会及び本会の諸機関は、本学内の教職員を顧問にすることができる。
  - 2 その他各団体(部、同好会等を含む)の顧問及び監督、コーチ等については別に定める「部・同好会規程」による。

## 第2章 学生自治会総会

- 第7条 学生自治会総会は、本会最高の議決機関であり、本会の全会員をもって構成する。
- 第8条 学生自治会総会は、会則改正・予算など本会活動に関する重要事項の議決を行う。
- 第9条 学生自治会総会は定例総会及び臨時総会の二種とし、定例総会は会長により年1回

召集される。

但し、次の場合には会長は臨時総会を召集しなければならない。

1 全会員の3分の1以上の要請があった場合

2 運営委員が臨時総会開催を議決した場合

第10条 学生自治会総会は全会員の2分の1以上の出席がある場合に成立(委任状を含む)し、過半数の賛成により議決する。但し、会則の変更に関しては、3分の2以上の賛成を必要とする。

第11条 学生自治会総会召集の際には、会長は少なくとも7日前までに日時、場所、議題を公示しなければならない。

第12条 学生自治会総会議長は、運営委員会の指名により、総会毎に選出されるが、これを補佐する副議長1名は議長が指名する。

### 第3章 運営委員会

第13条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、執行委員、部長会役員、クラス会役員をもって構成する。

第14条 運営委員会は、学生自治会総会での議題について予備審議をおこなうほか、本会則で定められた事項などについて審議し議決を行う。また、全会員に諮る必要があるとみなされた議決事項については臨時総会開催又は投票を行うことができ、全会員の過半数の賛成をもって効力をもつものとする。尚、本委員会での審議及び議決事項は全会員に告知するものとする。

第15条 運営委員会は、本学に対し会員の意見を述べ、協議をするための連絡協議会を年1回定期的に開かなければならない。但し、必要に応じて臨時にこれを開くことができる。

### 第4章 執行委員会

第16条 執行委員会は、学生自治会総会及び運営委員会における議決事項を執行する機関であり、執行委員、部長会役員をもって構成する。

第17条 執行委員は、会長(1名)、副会長(4名)、庶務、会計、厚生、広報、企画、書記をもって構成する。

第18条 執行委員の任務は次の通りとする。

1 会長は、大学と協力しつつ本会の目的を達成するため総括運営にあたりその責任者となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 庶務は、本会諸活動の記録をとり、必要な文書进行处理する。

4 会計は、本会の予算の立案、決算等の会計を担当する。

5 厚生は、諸設備の充実を図り、規律衛生を担当する。

- 6 広報は、本会諸活動の広報を担当する。
- 7 企画は、本会諸行事の企画を担当する。
- 8 書記は学生自治会総会などの議事録書記を担当する。

第19条 執行委員は、次の方法によって選出する。

- 1 会長は直接選挙により選出され、学長の承認を得て就任する。但し、選挙は全学生の2分の1の投票数により成立する。
- 2 副会長は各学科より選出し、運営委員会の承認を得て、会長がこれを任命する。
- 3 庶務、会計、厚生、広報、企画、書記は運営委員会の承認を経て、会長がこれを任命する。

第20条 執行委員は兼任することができない。

第21条 執行委員の任期は、1月1日より12月31日までとする。会長、副会長を除く執行委員のうち少なくとも1名は新年度入学生より選び、任期を5月1日より12月31日までとする。但し、後任者への業務引き継ぎが完了するまでは、3月31日までその任務にあたるものとする。

第22条 執行委員の辞任・解任・補充は、次の通りとする。

#### 1 辞任

- (1) 会長は、運営委員会において本人が辞意を表明し、運営委員が3分の2以上でこれを認め、さらに総会が3分の2以上で認めた場合、辞任することができる。
- (2) 副会長、庶務、会計、厚生、広報、企画、書記は、本人が会長に辞意を表明し会長が認めさらに運営委員会に提出し、運営委員の3分の2以上がこれを認めた場合、辞任することができる。

#### 2 解任

- (1) 会長は、解任請求がクラス会に提示され、クラス会が3分の2以上で不信任を認めた時、クラス委員が運営委員会に解任請求を提出し、運営委員の3分の2以上がこれを認めた場合、選挙管理委員会が選挙の管理及び運営にあたり、信任投票を行う。そして会員の3分の2以上が不信任を認めた場合に解任される。
- (2) 副会長、庶務、会計、厚生、広報、企画、書記は、解任請求がクラス会に提示され、クラス会が3分の2以上で不信任を認めた時、クラス委員が運営委員会に解任請求を提出し、運営委員が3分の2以上で不信任を認めた場合に解任される。

#### 3 補充

執行委員に欠員を生じた場合は、第17条に基づき、速やかに補充しなければならない。

## 第5章 クラス会

第23条 クラス会はクラス全員をもって構成する。但し、少人数のクラスにおいては、複数

のクラスによる合同のクラス会とすることができる。

第24条 クラス会は、クラスの円滑な運営のためクラス会役員として、クラス委員1名、クラス副委員を1名置く。

第25条 クラス会役員は、代表として各クラスにおける学生の意見をまとめる任務を行い、運営委員会に出席しなければならない。

## 第6章 部 会

第26条 部会は、文化会・体育会から成り、各部・同好会はいずれかの部会に属するものとし、各部・同好会の部員により構成される。

第27条 部・同好会は別に定める「部・同好会規程」により成立した学内団体をさす。

## 第7章 部長会

第28条 部長会は、部会に所属する部・同好会の部長をもって構成する。

第29条 部長会は、部長会役員として文化会会長、文化会副会長、体育会会長、体育会副会長を構成員の互選により選出する。

第30条 部長会役員は、各部会の円滑なる運営をはかるとともに部長会を代表し、運営委員会に出席しなければならない。

## 第8章 大学祭実行委員会

第31条 大学祭実行委員会は、大学祭の企画、運営を中心になって行う機関である。

第32条 大学祭実行委員会は、執行委員、部長会役員及び各クラス会より2名ずつ選出された大学祭実行委員をもって構成する。

第33条 大学祭実行委員会は、委員長、副委員長を構成員の互選により選出する。

## 第9章 スポーツ祭実行委員会

第34条 スポーツ祭実行委員会は、スポーツ祭の企画、運営を中心になって行う機関である。

第35条 スポーツ祭実行委員会は、執行委員、部長会役員と各クラス会より2名選出されたスポーツ祭実行委員をもって構成する。

第36条 スポーツ祭実行委員会は、委員長、副委員長を構成員の互選により選出する。

## 第10章 選挙管理委員会

第37条 選挙管理委員会は、別に定める「選挙に関する細則」により、公正かつ適切な会長の選挙に関する管理及び運営を行う機関である。

第38条 選挙管理委員会は、会長任期終了期に各クラスのクラス会役員をもって構成する。

第39条 選挙管理委員会の委員長・副委員長は、構成員の互選により選出する。

第40条 選挙管理委員会は、いかなる選挙運動もしてはならない。

## 第 1 1 章 会 計

- 第 4 1 条 本会の経費は、学生自治会の会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第 4 2 条 入会金として正会員は 1,500 円を納入する。但し、準会員は除く。
- 第 4 3 条 会費として正会員は年額 4,500 円、準会員は 3,000 円を納める。
- 第 4 4 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。
- 第 4 5 条 決算及び次年度予算案は、運営委員会で審議の上、総会の承認を経て、5 月末日までに決定するものとする。
- 第 4 6 条 余剰予算は、年度内に執行委員会が徴収し、繰越金として次年度に繰り入れるものとする。

## 第 1 2 章 会計監査

- 第 4 7 条 会計監査は、学生自治会の会計が公正に運用されているかを監査する機関であり、運営委員会において執行委員以外の会員の中から選出し、会長が任命する 2 名の会計監査委員をもって構成する。
- 第 4 8 条 会計監査委員は、諸機関及び各団体の一切の会計監査を行い、その結果を学生自治会総会に報告しなければならない。必要に応じて臨時に会計監査を行うことができる。

## 附 則

- この会則は、昭和 42 年 2 月 10 日より施行する。
- 本改正会則は、昭和 51 年 5 月 27 日より施行する。
- 本改正会則は、昭和 55 年 5 月 26 日より施行する。
- 本改正会則は、昭和 60 年 12 月 6 日より施行する。
- 本改正会則は、昭和 62 年 5 月 28 日より施行する。
- 本改正会則は、昭和 63 年 12 月 15 日より施行する。
- 本改正会則は、平成元年 12 月 13 日より施行する。
- 本改正会則は、平成 3 年 5 月 29 日より施行する。
- 本改正会則は、平成 8 年 5 月 28 日より施行する。
- 本改正会則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
- 本改正会則は、平成 13 年 5 月 19 日より施行する。
- 本改正会則は、平成 15 年 5 月 17 日より施行する。
- 本改正会則は、平成 16 年 5 月 15 日より施行する。
- 本改正会則は、平成 18 年 5 月 20 日より施行する。

本改正会則は、平成 19 年 5 月 26 日より施行する。

本改正会則は、平成 22 年 5 月 22 日より施行する。